

【臨時号】 かまがや消費生活センターだより

〈令和3年 秋発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246
※予約優先

「悩みを聞いて100万円」・・・それは7十かも！

【事例】

ネットで副業を探していたところ、人の悩みを聞いて報酬がもらえるサイトを見つけ、登録した。登録してすぐ、会社の経営者を名乗る男性から「社員の間人関係について悩んでいる。相談に乗ってくれたら100万円の報酬をあげる」とメールが届いた。

やり取りを続けるためにサイトのポイントが必要となり、コンビニでプリペイド式電子マネーを1万円分購入し、支払った。やり取りを続けるうちに、またポイントが必要となったが、何度相手とやり取りを続けても100万円をもらえる様子がない。お金を返してほしい。

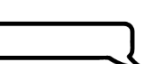
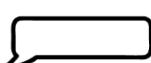
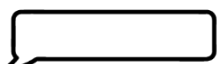
- 「簡単にお金がもらえる」とうたうサイトには注意をしましょう。登録時は無料でも、お金を受け取るために必要な費用として高額な請求を受けることがあるため、安易に登録しないようにしましょう。
- 顔の見えない相手とのやり取りは十分注意しましょう。
- やり取りの内容の記録は、トラブルになった場合の証拠になるため、メールやサイト内のメッセージはスクリーンショット等で保存しておきましょう。また、ポイント等を購入したコンビニの払込票の控えなど、取引履歴も保存しておきましょう。



出会い系サイトやマッチングアプリ ～いつの間にか怪しいもうけ話に！～

【事例】

マッチングアプリで知り合った女性に投資に誘われ、興味があったのでサイトに登録した。サイトに登録すると、「無料で投資の仕方を指南する」という男性が現れ、投資資金として200万円が必要と言われた。指定された個人名義の銀行口座に振り込んだが、騙されたのではないかと心配になり、サイトから引き出し申請をしようとしたが、取引ができなくなっていた。知り合った女性とも指南役の男性とも連絡が取れなくなった。全額返金してほしい。



- 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約や注意事項をよく読み、違反する行為や疑わしい行為を持ち掛けてくる相手とはやり取りを行わないようにしましょう。
- サイト上で利益が出ている様子を見せ、言葉巧みに偽の投資サイトに誘導するケースがあります。支払い後、相手と連絡がつかなくなると、被害の回復が困難となります。面識のない相手の誘いには安易に応じないようにしましょう。
- オンライン上に流出した個人情報の回収は非常に困難です。面識のない相手や実態のつかめない事業者には個人情報を安易に提供しないようにしましょう。

身に覚えのない請求や不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。